

# 一九四七年インド独立法の研究（一）

山崎利男

- 一 はじめに
- 二 インド独立法の制定経過（以上 本号）
- 三 領土の決定
- 四 独立の自治領
- 五 立法・行政・司法
- 六 憲法の制定
- 七 藩王国の問題
- 八 むすび

## 一 はじめに

イングランドとパキスタンは、一九四七年八月一五日、コモンウェルズ（英連邦）のなかの自治領（Dominion）として分

離独立し、一〇〇年にわたるイギリスの植民地支配は終りを告げた。<sup>(1)</sup>これは南アジアの歴史にとってきわめて重要な事件である。この分離独立を定めた法律は、イギリス議会が制定したインド独立法である。それでは、法の上からいって、分離独立はどのような内容をもつていたか、その個々の点はどうのように決定されたか、それらはそれぞれどのような意義をもつてゐるか。これらの問題を考察して、インド・パキスタン分離独立の歴史的性質を再検討するのが、本稿の課題である。

この独立は、インドの人びとが長年にわたつて植民地解放のために根強く闘い、ガンディーが説いた非暴力抵抗(satyagraha)という独特な運動を展開して、ついにイギリスをして最大の植民地インドから手を引かしめたものであつて、武力をもつて達成したものではない。

このばう、イギリスは第二次大戦によつて甚大な痛手を受けて、軍事的にも行政的にもインド支配を持続していく力を失ない、独立を叫ぶインド民衆を抑えることが不可能となつた。経済的にも、戦時にインドからの債務が累積して巨額にのぼつた。そのうえ、戦後の国際関係はイギリスのインド支配の持続を許さない情況を生み出してゐた。

このような情勢のなかで、イギリスはインドから撤退することを決意せざるをえなかつた。しかし、インド国民会議派と全インド・リムスリム連盟の間の深刻な対立のため、イギリス政府は、インドにおけるどのような権限を、だれに、いつ、どのように移譲するかという問題にぶつかつた。これは‘Transfer of Power’(権力移譲)の問題といわれる。<sup>(2)</sup>

この解決は非常にむずかしいものであつた。四五年七月、戦時連立内閣を率いて戦い抜いたチャーチルを首席とする保守党にかわつて、アトリーの労働党が政権を握ると、インド問題に積極的に取り組み始めた。インドの「権力移

州議会選挙の結果 (1946)

州	全議席	ムスリム分離議席	会議派	ナショナリスト・ムスリム	ムスリム連盟	共産党	その他
アッサム	108	34	58	3	31	—	16( 9)
ベンガル	250	119	86	—	113	3	48(25)
ビハール	152	39	98	—	34	—	20
ボンベイ	175	30	125	—	30	2	18
中央州	112	14	92	—	13	—	7
マドラス	215	29	165	—	29	2	19
北西辺境州	50	36	30	2	17	—	1
オリッサ	60	4	47	—	4	1	8[ 4]
パンジャーブ	175	86	51	—	73	—	51
スindh	60	34	18	4	27	—	11( 3)
連合州	228	66	153	7	54	—	14
計	1,585	491	923	16	425	8	213

*Indian Annual Register, 1946 Vol. 1, pp. 206-10*による。その他の欄の( )内はヨーロッパ人議員数、〔 〕内は「後進コミュニティー」からの任命議員数。

議」のための最初のステップとして、四五年一二月の中央議会選挙について、翌四六年二月に州議会選挙がおこなわれた。<sup>(3)</sup>その結果、上表のように、会議派は一般議席の圧倒的多数を獲得し、八州で単独で政権の座に就いた。これに対して、連盟はムスリム分離議席の八六・五パーセントを占め、名実ともにムスリムを代表する政党となり、「権力移譲」交渉で会議派と並ぶ発言力をもつことになった。

連盟の躍進はパキスタン運動の成果である。連盟は、四〇年三月のラホール決議以来、ムスリムとヒンドゥーが文化も歴史も相異なる民族であって、ムスリムもみずから統治する権利をもつと主張し、ムスリムの国家パキスタンの建設を目指に掲げて、ムスリム大衆を連盟の旗のもとに結集する運動を展開した。その間に、パキスタンは、ムスリム多數地域を中心として、西北部のパンジャーブ、北西辺境州、スindh、バルチスタン、および東北部のベンガル、アッサムから構成されることを明らかにした。

連盟の二民族・二国家論に対し、統一インドの独立を主

張する会議派は、インドが地理的にも歴史的にも文化的にも一体をなしていることを強調して、いかなる部分の分離にも強く反対した。インドの異なる宗教徒間の対立（コミニナル対立）については、イギリスの「分割して統治する」という政策によって生まれたものであって、インドの独立が達成すれば、それは消滅すると說いた。

州議会選挙直後の四六年三月、イギリス政府は内閣使節団をインドに派遣して、「権力移譲」についてインドの政治指導者たちと協議せしめた。五月一六日に発表された声明は、統一インドの独立を目指した「権力移譲」プランであつて、パキスタン分離の要求を否定したかわりに、連邦の権限を外交、防衛、コムニケーションに限定して、州に大幅な権限を与え、ムスリム多数地域の州を中心に西北部と東北部にセクションをつくり、ムスリムが自治を享有できるというものであった。その準備としてただちにインド人自身の制憲議会と中間政府を設けることを提案した。これは内閣使節団プランといわれる。

中間政府は四六年九月一日にネルーを首班として発足し、制憲議会は、州議会から議員を選出したのち、一二月九日に開会した。連盟は制憲議会への参加を拒否し、翌四七年一月末には、会議派が内閣使節団プランの原則を破つたと非難して、プランの破産を宣言した。また連盟は四六年一〇月に遅れて中間政府に閣僚を参加させたが、主張の根本的相違から会議派と連盟が衝突したため、政府の運営がうまくいかなくなつた。

ガンディーはインド人自身の間で「権力移譲」問題を解決すべきことを説いたが、会議派と連盟の主張の相違は融和しがたいものであつて、両党の直接交渉はおこなわれなかつた。このため、イギリス政府は、「権力移譲」の一方の当事者であり、追われる立場にありながら、インド側との交渉でイニシアティブを握つて、会議派と連盟の間の調整に努め、裁定を下だす役割を果たすことができた。

この交渉の最終段階は、四七年三月二四日、マウントバッテンが最後のインド総督に就任した以後である。総督は積極的にインドの多数の人びとと会って、「権力移譲」問題を協議し、その構想が固まるごと、会議派と連盟の指導者との交渉に精力を集中した。その結果、六月三日にイギリス政府の最終声明（いわゆるマウントバッテン裁定）が発表され、会議派と連盟はそれぞれ正規の機関でこれを承諾し、 sikhs の代表も賛成した。これによつて分離独立の大綱が決定した。

この声明では、分離独立に関するイギリス議会の法律によつて定めることが提案された。その法律は七月一八日に制定されたインド独立法 (The Indian Independence Act, 1947) (10 & 11 Geo. 6 c. 30) であり、イギリスのインド統治の終結、およびインドヒンズー・イスラム教徒の二つの独立の自治領の創設を定めたものである。その第九条では、分離独立の実現に必要な事項を法令で制定する権限がインド総督に与えられた。総督はこれにむづして八月一四日までに二三の法令を発布した。そのなかにはインドとペキスタンの暫定憲法（一九三五年インド統治法を修正した法律）が含まれるが、多くの法令は、総督が主宰し、会議派と連盟の代表によつて構成された分離評議会 (Partition Council) で同意されたものである。いのように法律上の準備を完了して、八月一五日にインドヒンズー・イスラム教徒は待望の独立の日を迎えた。

インド独立法など、分離独立に関する諸文書に記された内容は、イギリス側でも会議派や連盟の側でも真剣に論議されたものであり、直接に交渉にあたつた指導者たちがそれらの一語一語を慎重に検討したことは改めていうまでもない。インド独立法は、イギリス政府、会議派、連盟の三者が最終的に合意に達したことの集約的表現である。それはまた「権力移譲」をめぐる政治的情勢の決算であつて、イギリスの政治と絡み合いながら、インド内の諸勢力の力

関係によって決定されたものである。

つれに、本論文の考察にあたって利用した分離独立に関する資料について述べておきたい。

最初にあげるべきは、イギリス側で保管している「権力移譲」に関するおびただしい量の文書をかなり程度網羅的に選んで日付順に編集して刊行したものである。それは“*The Transfer of Power: The Constitutional Problem between Britain and India, 1942-1947*”(HMSO, 1970-83) と題され、全11巻のうち最後の11巻がマウンテン総督の時代を扱っている。<sup>(4)</sup> この11巻は本文が合せて11810頁で、16111文書が収録され、編者マンサー(Nicholas Mansergh)・ムーン(Penderel Moon)両氏の序論、各文書の要点を記した詳細な目次などが付かれている。これに收められた資料は、マウンテン総督の報告<sup>(6)</sup>、総督のスタッフ会議やインドの政治指導者との会見の記録、総督と知事やインドの政治指導者の間の書翰、総督とインド相の往復文書、イギリス内閣の記録などである。これによると、分離独立までのイギリス側の動きが細かくわかるばかりでなく、インド側の情勢も知るといふことができる。現代史の問題でいれば、豊富に政府保管文書が公刊されているものはあまりないであろう。

マウントバッテン総督の側近者は、それぞれ所持した記録にもとづいて著書を著わした。報道官キャンベルソン<sup>(7)</sup>による(A. Campbell-Johnson)の書は日記体の克明な記録であり、憲制改革顧問V=P=メノン(V. P. Menon)の書は、著者がペテールに近い有能な官吏で、分離独立のプラン作成に重要な役割を果たした人であるため、藩王国合併に関する姉妹書とともに、よく利用されたものである。首席スタッフのイズメイ(H. L. Ismay)の自叙伝の一章で当時の追憶を述べている。

マウントバッテンが文書を丹念に保存整理していたことはよく知られており、その重要なものは前述の“*The Trans-*

*fer of Power*" のなかに収録されてゐる。それらを利用して、かれを中心として分離独立に至る経過について記述した書のなかでは、ホドソン (H. V. Hodson) の書がすぐれており、最近のジーグラー (P. Ziegler) の『マウンテンバッテン法』<sup>(12)</sup> もこの問題を詳しく扱つてゐる。

インド側でも、会議派の指導者のガンディー<sup>(13)</sup>、ネルー<sup>(14)</sup>、パテール<sup>(15)</sup>の著作集・書翰集がついでに刊行されており、またムスリムの指導者アーザード (A. K. Azad) の回想録<sup>(16)</sup>も興味深いものである。連盟側では、シンナー<sup>(17)</sup>とリヤカット<sup>(18)</sup>の演説・著作集が刊行されているが、公刊された資料が少ないといわざるをえない。

これらの資料を使って分離独立に至る歴史を研究した最近の著書は、労働党のインド政策に視点を据えたムアーレ (R. J. Moore)<sup>(19)</sup>氏の研究と、連盟を強力に指導してペキスタン建国を達成したジンナーの役割を考察したジャラール (Ayesha Jalal)<sup>(20)</sup>氏の研究<sup>(21)</sup>である。両者には法の問題が軽視されたわけがないが、十分に扱われていない。そのほかでも、わたくしの知るかぎり、法の問題を全般にわたって集中的に考察した論文は見られない。

インド・ペキスタン分離独立は国制史 (constitutional history) にとって非常に重要な問題である。前述のイギリス側の文書集 "The Transfer of Power" の副題もその重要性を示している。この文書集の完結を機会として、インドとペキスタンの独立後四〇年近い歴史を考えながら、この問題を学問的に研究することは意義あることであらう。

「インド独立法の研究」と題した本論文は、インド法制史研究の一編である。この構想を述べると、第二章で、本編の序説として、(1)会議派がペキスタン分離を認めるに至った事情、(2)六月三日のイギリス政府声明の作成経過、(3)インド独立法の内容について述べる。そのあと、インド・ペキスタンの領土の決定、自治領としての独立、国際上の権利・義務の継承、立法・行政・司法の変化、憲法の制定、藩王国について、章節を分けて、分離独立における法

の問題の意義、その決定に至る経過、決定の論理を考察する。これらの問題については、四七年三月二十四日から八月十四日までのマウントバッテン総督の時期を考察の対象とし、必要に応じてその前後の時期にわたって述べることにしたい。本論文はもとより分離独立の歴史を全面的に研究することを意図したものではなく、コニカル対立・暴動、避難民、諸州や諸政党の運動、経済や軍事の問題については、別個に研究すべきであると考えている。

〔謝辞〕 わたくしがインド・パキスタン分離独立の研究に着手したのは、一九七五年、東京外国语大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同研究プロジェクト「インド・パキスタン分離独立の歴史的研究」（代表者 中村平治氏）に参加したときである。この共同研究は四年間おこなわれ、七五一七七年度には文部省科学研究費の交付を受けた。わたくしは分離独立の法制史の側面を分担し、七七年にその報告の草稿が作られた。しかし、学力の不足に加えて、本文に記したイギリス側の文書集 “The Transfer of Power” の刊行が進んでいたので、草稿の完成は延ばさざるを得なかつた。本論文は、その後に発表された資料と研究文献をできるかぎり調べて、新しく書いたものである。当初の草稿と比べると、論文の構成は基本的に変っていないが、所論の細部は大きく改まつており、分量もはるかに増大している。

インド独立法はイギリスのインド統治法史の最後の法律である。その研究の必要を感じていたが、前述のプロジェクトに参加しなかつたならば、このような形で本論文を書くことがなかつたかも知れない。中村平治氏をはじめ共同研究のメンバーの諸氏に感謝の意を表する次第である。

1 分離独立については、邦文では、桑島昭「インド・パキスタン分離独立の前提」（中村平治編『インド現代史の展望』、青木書店、一九七二年、四五九七頁）がまとめた論述をしている。この論文でやや不十分に扱われている連盟のパキスタン運動については、加賀谷寛・浜口恒夫『南アジア現代史 II』、山川出版社、一九七七年、一三六一七〇頁に述べられている。

る。中村平治「インダ独立とその政治過程——ネル・ペテール体制の考察——」（東洋文化研究所紀要、二五、一九六一年、三三四—四一五頁）は、本稿で扱う問題の多くについて述べた最初の論文であり、それは増補され、「現代インダ政治史研究」（東京大学出版会、一九八一年）に収められてゐる。

英文文献については、C. H. Philips and M. D. Wainwright (ed.), *The Partition of India, Policies and Perspectives, 1935-1947* (London, 1970) の巻末に著書と限り別著されており、また A. K. Majumdar, *Writings on the Transfer of Power, 1945-47 (Essays in Modern Indian History)*, edited by B. R. Nanda, New Delhi, 1980, pp. 182-223 に紹介されてゐる。

1) の言葉はイギリス側からの使われ始めたと思われるが、ハンドルも使われた。今日でも、後述のイギリス政府平行の資料集の標題をはじめとしてよく使われてゐる。また、ビルマ、ヤイロハなどもイギリス植民地の独立の場合にも用いられてゐる。

3 州議会選挙は一九三五年インダ統治法によって実施された。1) の法律の連邦議会に関する条文は、所定数の藩王国の連邦加入が得られなかつたので、大戦開始後の三九年九月に発効の延期が宣言され、1) のため、中央議会選挙は一九一九年インド統治法によつておこなわれた。一九年と三五年の統治法はともに制限選挙を定めていたが、三五年の方が有権者の資格を広げてその数を増加させた。1) の点から、州議会選挙の方がよく民意を反映してゐるとされ、後述の制憲議會議員は州議会の政党別議員数に比例して選出された。たゞ、1) の州議会選挙の有権者は110歳以上の人口の11人・五ペーセントであるといふわれぬ。cf. Granville Austin, *The Indian Constitution, Cornerstone of a Nation*, Oxford, 1966, p.10.

4 第100～111卷は “The Mountbatten Viceroyalty” と題され、第10卷には “Formulation of a Plan, 22 March-30 May 1947” 第11卷は “Announcement and Reception of 3 June Plan, 31 May-7 July 1947” 第12卷は “Princes, Partition and Independence, 8 July-15 August 1947” といふ題がそれぞれ加えられてゐる。

5 ヨハナー氏はロサンゼルス史の権威といわれるケンブリッジ大学名誉教授で、分離独立について多くの論述がある。

かねの定評ある概論 “The Commonwealth Experience” (2nd ed., 2 Vols., London, 1982) (初版 一九六九年) の第11巻第 四章は、分離独立に關するイギリス人の代表的な論である。マーハン氏はインディ高等文官 (Indian Civil Service) であった 人々、四年退職後、“バーラウル (Balawalpur) 農土問題を勤めた。著書には、分離独立の前後の情況を記した “Divide and Quit” (London, 1961) がある。またヒークハル総督の日記の編集者としても知られている。

6 マウントベラトの Viceroys Personal Report が、四月一日から八月十六日まで、七回にわたって毎週、「権力移譲」 交渉、各州の動向など、マウントの出来事に感想を交え、綴ったローリングの送った興味深い記録である。されば、国王、首相、 マンシ相、内閣使節団に用ひられたハコハバト、トコクチハシターが読む。日本以降がヘンリック・ルマ委員会の閣僚全員が読んだ。 たゞ、Louis Mountbatten, *Time Only to Look Forward* (London, 1949) では、かねの総督在任中の帰国直後の演説が取 もじられる。L. Collins and D. Lapierre, *Mountbatten and the Partition of India, March 22-August 15, 1947*, Vol. 1, New Delhi, pp. 5-83 に記す。十七八年ぶりにかねた総論のインターフェースが豊饒やふくらむ。

7 A. Campbell-Johnson, *Mission with Mountbatten*, London, 1951.

8 V. P. Menon, *The Transfer of Power in India*, Calcutta, 1957.

9 V. P. Menon, *The Story of the Integration of Indian States*, Calcutta, 1956.

10 The Memoirs of General Lord Ismay, London, 1960, pp. 409-46.

11 H. V. Hodson, *The Great Divide, Britain-India-Pakistan*, London, 1969. いのちをもつ L. Collins and D. Lapierre, *Freedom at Midnight*, New York, 1975 (※別冊叢書『今夜、血を』) 11卷、早川書店、一九七七年)、M. N. Das, *Partition and Independence of India, Inside Story of Mountbatten Days*, New Delhi, 1982 など。

12 P. Ziegler, *Mountbatten, the Official Bibliography*, London, 1985, pp. 349-479.  
13 ランマー著作集 “The Collected Works of Mahatma Gandhi” (Delhi, 1958-84) が約九〇巻が完結し、そのうち七年

11 ～12月の書類は第八七一八九卷に収められてゐる。近頃は、D.G. Tendulkar, *Mahatma, Life of Mahandas Karamchand Gandhi* (8 Vols., Delhi, 1960-63), Pyarelal, *Mahatma Gandhi, The Last Phase* (2 Vols., Ahmedabad, 1956-58) が最もよく読まれてゐる。

14 ネルーの著作集 “Selected Works of Jawaharlal Nehru” (New Delhi, 1972-) が、筆者著書の「印中戦争」の書類を収め、M. Brecher, *Nehru, a Political Biography*, Oxford, の中間に政府成立から最初の戦争までの概要を記した。近頃は、M. Brecher, *Nehru, a Political Biography*, Oxford, 1959, B. N. Pandey, *Nehru*, London, 1976, S. Gopal, *Jawaharlal Nehru, a Bibliography*, 3 Vols., Delhi, 1975-83 が最もよく読まれてゐる。

15

ペトールの書簡集は、*Sardar Patel's Correspondence, 1945-50* (edited by Durga Das, 10 Vols., Ahmedabad, 1971-74) と *Sardar's Letters—Mostly Unknown* (edited by G. M. Nandurkar, 2 Vols., Ahmedabad, 1977-78) の二種がよく読まれてゐる。また D. V. Tahmankar, *Sardar Patel*, London, 1970 が最もよく読まれてゐる。筆者はこの書が序に述べてある「1947年の独立」。

16 A. K. Azad, *India Wins Freedom, Calcutta*, 1959.

17 ハジーナーの著作集は、*Selected Speeches and Writings of Mr. Jinnah* (edited by Jamil-din Ahmed, 2 Vols., Lahore, 1960-64) が最もよく読まれてゐる。筆者は書簡集よりもはるかに多く、H. Bolitho, *Jinnah, Creator of Pakistan* (London, 1954) が最もよく、S. Wolpert, *Jinnah of Pakistan* (New York, 1984) が最もよく読まれてゐる。

18 ハヤカワの著作集は、*Speeches and Statements of Quaid-i-Millat Liaqat Ali Khan (1941-51)* (Lahore, 1967) が最もよく読まれてゐる。

19 分離独立に関する資料の選集としては、中村平治編『マハトマ・ペキスタン分離独立の史的研究 資料集I・II』(東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、一九七六～七七年) が、第一冊が政府の声明・政党の決議などの文書、第二冊が新聞・雑誌の記事や論説を中心的なもので選んで編集した有用なものである。M. Gwyer and A. Appadorai(ed.), *Speeches*

*Documents on the Indian Constitution, 1921-47* (2 Vols., Oxford, 1957) が、第一次大戦後から独立運動のインド統治をめぐる眞諦な歴史を記録したすぐれた書である。

- 20 R. J. Moore, *Estate from Empire, The Atlee Government and the Indian Problem*, Oxford, 1983.  
21 Ayesha Jalal, *The Sole Spokesman, Jinnah, the Muslim League and the Demand for Pakistan*, Cambridge, 1985.

## 二 インド独立法の制定経過

### 1 会議派のペキスタン分離承認

四七年五月一日、会議派運営委員会は、連盟が要求するペキスタン分離をやむを得ないとして認め、ネルーがその旨を総督に通知した。そのなかで、会議派はインド統一の理念に熱心に執着してきたが、「対立と強制を避けたため」、一定の地域に関して住民の自決によって分離するなどを認める用意があると述べ、そのとも「<sup>(1)</sup> ガンガル州とベンジャーブ州をそれぞれ分割すべき」と要求した。<sup>(2)</sup> 会議派が分離を認めた論理は、いかのようになるとあることがわかる。

(1) ローマナル暴動はベンジャーブなど各地でおこり、激しくなるばかりである。暴力をいましめる警告は、シンナーとガンディーの共同声明<sup>(2)</sup>でも、効を奏せず、治安を維持できない情勢を生み出している。これを解決する道はペキスタン分離以外には当面見出しがたい。

(2) 会議派は、ただちに中間政府を実質的な意味で自治領の政府とすることを要求したが、連盟がこれに反対し、イギリス政府が承認しない。そうすると、インド独立の早期実現のためには、パキスタン分離を認めるほか、連盟の同意を得ることができない。

(3) 四六年一〇月以来、中間政府の閣僚に連盟側のメンバーを加えた経験から、連盟と一緒に行政・立法をおこなえば、つねにわざらわしい紛争が生まれ、会議派が意図するインド変革は実現しがたい。

(4) この実現のために、パキスタン分離を認め、連邦(Union)の政府と議会が行政と立法の強大な権限をもつ国家をつくるべきである。この「強力な中央」(strong Central)は会議派がもともと意図したものである。

(5) パキスタンは、独立しても、経済・軍事の点から国家を維持できなくなつて、数年のうちにインドに復帰するであろう。したがつて、インドの眞の統一をめざして、当面パキスタンを分離するのが得策である。これが「統一のための分離」(divide in order to unite) <sup>(3)</sup> いふわれた論理である。

四六年八月一六日の連盟側の「直接行動の日」以来激化したコムニナル暴動は、会議派にもイギリス政府にもペキスタン分離の不可避なことを認めさせたばかりでなく、「権力移譲」を内閣使節団の時期に予想され、いたよりはるかに早い日に実現させることになった。このことはよく知られているので、本節では、制憲議会と中間政府の問題を中心として、会議派と連盟の対立について簡単に述べることにしむ。

制憲議会(Constituent Assembly)は、さうまぢやなく憲法制定を目的とする議会であつて、会議派はその開設を長年にわたつて要求してきた<sup>(4)</sup>。内閣使節団のプランに示されたインド独立の道は、インド人自身の制憲議会を設け、そこで憲法を制定したあとに、インド制憲議会に責任をもつ政府とイギリス政府との間で「権力移譲」に関する条約

を結ぶことであった。<sup>(5)</sup>これは、四二年三月三〇日、クリッップス使節団がインドの政治指導者たちに対し、戦後の独立を約束して戦争協力を求めたときに提案されたことである。<sup>(6)</sup>また四八年一月四日に独立したビルマ共和国は、このプランと同じ道を歩み、制憲議会による憲法制定後にイギリス政府と「権力移譲」の条約を締結した。<sup>(7)</sup>

したがって、内閣使節団プランの目的は制憲議会の創設と憲法制定の手続を示すことについた。プランによれば、インドの統治機構は三層からなる。最上層の連邦（Union）は英領インドと藩王国をもつて構成し、その行政と立法府は、外交、防衛、コムニケーション（交通・通信）の三項と、それに必要な財政に関する権限をもつ。<sup>(8)</sup>これらの事項以外の権限は残余権（residuary powers）を含めて州（Province）に属する。一一の州は（A）ヒンドゥー多数地域の六州、（B）パンジャーブ州、北西辺境州、スindh州、（C）ベンガル州とアッサム州の三つのセクションに分けられる。州は自由にグループをつくり、そこに州の権限を移譲して、共通の憲法を定める。その憲法制定後の新しい州議会の決定によりて、州はグループから離脱できる。<sup>(9)</sup>

このプランは会議派と連盟の主張を折衷したものであり、全体として論理の不明確な点があつた。そのため、発表直後から、両党はそれぞれの主張に沿つてプランを解釈し、その相違は容易に調整できないものであつた。

ジンナーはプランに対する連盟の正式の態度の表明を急いだ。六月六日の連盟評議会は、パキスタン分離が否認されたけれども、パキスタンの領土として主張していた五州が（B）・（C）のセクションに参加することが強制的であつて、それがパキスタン建国の基礎となるとして、プランの受諾を決議した。<sup>(11)</sup>会議派も六月二十五日に受諾したが、州には自由なグループ参加が認められているので（第一五項）、セクション参加を強制的なものではないと解釈して、州がはじめからセクションの憲法制定に参加しないことも可能であると主張した。<sup>(12)</sup>それと同時に、インド制憲議会は至高の権

<sup>(13)</sup>

限をもつものであるから、憲法制定や議会の運営規則制定でイギリス側の干渉を許さないと述べた。このように両者はプランを受諾したが、連盟はパキスタン分離を最終的な目的とし、議会派は強い権力をもつ中央政府を意図していた。

七月二九日、連盟は、議会派の主張がプランの原則から逸脱し、事実上これを否定していること、また総督が後述の中間政府問題で背信したことを探るとして、プラン受諾決議を撤回した。それと同時に、八月一六日を「直接行動の日」と定めて、議会派とイギリス政府に対する抗議行動をムスリム大衆に訴えた。<sup>(14)</sup> 八月一六日、カルカッタで大暴動がおこり、コミュニカル対立と相互の不信感が強まる中、プランによる「権力移譲」の道は険しいものとなつた。

ところで、内閣使節団プランでは、制憲議会の議席は、人口一〇〇万につき一人を原則として、一州に二九六、藩王国に九三が割当てられた。各州では、ムスリム、イスラム教徒、一般（前述の二宗教徒以外のヒンドゥーを中心とする議席）の三種の議席数が定められた。<sup>(16)</sup> これにもとづいて、七月に州議会が各政党の議員数に比例して議員を決定した。議会派が選んだ議員は二〇八名で、州選出の全議員の七八ペーセントを占めたから、議会派は制憲議会の運営を左右することができた。

議会派の強い要求によって、一二月九日、制憲議会が開会されると、一三日にはネルーからインド憲法の基本原理である目標決議（Objectives Resolution）が提案され、翌四七年一月二二日にこれが採択された。<sup>(18)</sup> ついで委員会に分かれて、連邦と州との関係、基本権、マイノリティ（少数民族）などの問題の基本原則の作成に取りかかった。

連盟の内閣使節団プラン否認後も、総督と議会派は連盟に対し、否認決議を取消し制憲議会へ参加するよう要請した。しかし、制憲議会開設に先立つ四六年一一月一七日、連盟は議会派がプランの原則を破っていると非難して、制

憲議会開会の延期を総督に要求し、ついで二一日に、連盟の議員が制憲議会に参加しないことを声明<sup>(19)</sup>した。<sup>(20)</sup>

この坐礁のため、一二月上旬、イギリス政府は会議派・連盟・スイク教徒代表をロンドンに招いて会議を開いた。この会議派と連盟の対立を解消することは不可能であつて、政府は六日に声明を発表して、会議派と連盟の争点については、州のセクション参加は強制的であり、セクション憲法は過半数の賛成で決定するという連盟側の主張を支持したが<sup>(21)</sup>、この声明によって連盟の態度を変えさせることができなかつた。

そのあと、制憲議会が目標決議を採択すると、四七年一月三一日、連盟運営委員会は内閣使節団プランが失敗に帰したと宣言し、制憲議会の召集・開会は不法で無効であり、議会を解消すべきであると決議した<sup>(22)</sup>。こうして連盟が制憲議会に参加する望みは全くなくなつた。

ここに追加えておきたい点は、制憲議会が制定する憲法については、それに同意しない地域に対して強制的に適用させることがないという原則である。この原則は四二年三月のクリップス提案のときにマイノリティ保護のため提案され、その後もイギリス側が説いてきたものであるが、連盟の制憲議会不参加の決定によつて、これは大きな意味をもつてきた。前述の一月六日のイギリス政府声明のなかでも、この原則は改めて確認された<sup>(24)</sup>。会議派は政府声明を承認して、四七年三月八日の運営委員会の決議でこの原則を認める態度を明らかにした<sup>(25)</sup>。

この原則によつて、制憲議会が制定する憲法がムスリム多数地域に適用されないことは明らかとなつた。そうすれば、これらの地域と連邦の関係について、会議派と連盟との間で多難な交渉が予想されたし、交渉の間にパキスタン分離の道が開かれる可能性が大きかつた。

第二の問題の中間政府(Interim Government)は、制憲議会の開設に先立つて、四六年九月一日、ネルーを首班と

して、一二名のインド人閣僚をもつて樹立された。<sup>(26)</sup> 中間政府は法の上で一九三五年インド統治法の枠内におかれ、閣僚は総督参事会のメンバーであった。会議派はイギリス政府に対し中間政府が自治領の内閣と同じ権限をもつことを要求し、それが認められなかつたが、<sup>(27)</sup> 中間政府には内政、軍事、外交の日常の職務に關して可能な限りの自由が約束された。<sup>(28)</sup>

連盟は、中間政府の樹立にあたつて、会議派と同人数の閣僚のポストを要求し、そのうえ、会議派がカースト・ヒンドゥー（「不可触民」以外のヒンドゥー）を、連盟がムスリムを代表するという年来の主張から、会議派がムスリムを閣僚として推薦することに反対した。<sup>(29)</sup> 閣僚のポストの割当について、はじめウェーヴェル総督はジンナーに、会議派五名、連盟五名、 sikh 教徒一名、キリスト教徒一名と提案したといわれる。ジンナーはこの旨を六月六日の連盟評議会で報告して、内閣使節団プランの受諾決議を得ることができたと述べ、その後に総督が会議派に連盟より一つ多いポストを与えると提案したのは重大な背信行為であると非難した。これを理由として、七月二九日、かれは連盟の中間政府参加を拒否したのである。<sup>(30)</sup>

中間政府樹立後、ジンナーは政權を会議派に全面的に委ねる危険性を考えて、一〇月に入ると、連盟の政府参加について総督やネルーと交渉した。<sup>(31)</sup> かれとネルーとの間で争点をなんら解決しないまま、同月二五日、連盟は中間政府に参加することになった。このため閣僚が変わつて、一四名のうち、会議派が六名、連盟が五名となり、両党ともそれぞれ一名の「不可触民」を閣僚とした。他の三名は sikh 教徒、キリスト教徒、ゾロアスター教徒（パールシー）であつて、いずれも九月二日以来閣僚の職にあつて、会議派に協力した人たちである。<sup>(32)</sup> 連盟は中間政府のなかで少數派であったが、連立政府のメンバーとして会議派に協力するのではなく、パキスタン分離を目標として独自の方針を

もつていた。とくに連盟側の代表格のリヤカットは財政を担当することになったので、その職務上から会議派側の閣僚の職務に介入して、その遂行を阻げることもできた。こうして中間政府では会議派と連盟が対立することが多く、<sup>(33)</sup>相互の不信感が増大して、運営がうまくいかなくなつた。

四七年二月五日、ネルーなど九名の閣僚は連名して、連盟の全閣僚の辞任を総督に要求した。<sup>(34)</sup>かれらは、連盟が内閣使節団プランを受諾して制憲議会に参加することを希望してきたが、一月三一日の連盟の決議はプラン否認を確認したものであつて、プランを遂行していくためには、連盟側の閣僚が中間政府に留まることができないというのである。このように両党の対立が深化しプランが破局に陥つたことによつて、「権力移譲」の見通しは立たなくなつた。<sup>(35)</sup>

この状況を開拓するため、二月二〇日の声明で、アトリー首相は、四八年六月までにインドの主権を移譲すること、そのときまで憲法が制定されない場合、中央政府が、ある地域には州政府か、またはインド国民の利益に合致する最も合理的と考えられる他の方法で主権を移譲することを明らかにし、またウェーヴェルに替つてマウントバッテンがイングランド総督となることを発表した。<sup>(36)</sup>

この声明は会議派にも連盟にも衝撃を与えた、両党は「権力移譲」の準備を急がざるを得なくなつた。会議派は三月五七八日に運営委員会を開き、イギリス政府が「権力移譲」のタイム・リミットを設けたことを歓迎して、連盟などに対して独立の達成のため協力を呼びかけた。それと同時に、中間政府を早急に実質上の自治領の政府として、完全な権限と責任をもつことと、パンジャーブ州をムスリム多数地域とその他の地域とに二分することをイギリスに要求した。<sup>(37)</sup>パンジャーブ州の分割は同州のヒンドゥーと sikhs教徒から強く要請されていたことである。会議派がこの分割を決議したことは、ベンガル州も同じく分割することを要求することになつて、パキスタン分離に向つて大きく一

歩を歩むものであった。

この決議から四月中旬までの間に、会議派指導者たちはパキスタン分離を避けがたいこととして認めるようになつた。認めた時期はかれらの間で必ずしも同じではない。パテールは、統一インドの独立が早急に達成できないといち早く考えて、四六年末か四七年はじめにすでに分離を不可避と判断して<sup>(38)</sup>いた。<sup>(39)</sup>ひでかれは分離についてウエーヴェル総督に話し、そのとが、パキスタンが分離後数年のうちにイングに復帰するであろうという観測を述べている。

ベンガル州とベンジャーブ州をそれぞれ二分することが会議派の要求であったから、西ベンガルと東ベンジャーブのない「虫食いの (moth-eaten)」<sup>(40)</sup>パキスタンは経済的に見て貧しい地域であった。とくに東ベンガルは「田舎のスラム」(rural slum) へとされた。そのうえ、東西パキスタンは一五〇〇キロ以上も距いてるので、世界で類例のない二つの飛び離れた領土の国となる。その国境線は非常に長く、とりわけ北西国境は不安定な地帯であったから、防衛と治安が多大な負担になるはずであった。したがつて、パキスタンは非常に困難な将来を迎へ、数年のうちに国家を維持できなくなるという観測が、パテールだけではなく、イギリス側でも抱かれていた。

これらの点から、パキスタンを分離させたあとで、中央が強大な権限をもつて真の統一インドを実現するという「統一のための分離」(divide in order to unite) 論は一応の説得性をもつていたため、他の会議派指導者にも影響を与えて、これが分離を積極的に認める論理となつた。<sup>(41)</sup>統一インドの独立を執拗に追求してきたネルーも、四月中旬までに<sup>(42)</sup>この念願を捨ててパキスタン分離を認めるようになり、「統一のための分離」を説くほどになつた。

会議派議長となったクリーベラリー (J. B. Kripalani) は、四月一七日にはヤウントバッテン総督に対し、会議派がパキスタン分離を認めよくなつたと述べている。<sup>(43)</sup>また四月二八日、制憲議会の第三会期の冒頭、議長プラサー

ラ（Rajendra Prasad）はつものように演説した。すなわち、憲法は同意しない地域に強制できない。いのいふはインドの分割を意味する。そればかりでなく、若干の州（ベンガル・パンジャーブ両州）の分割を意味するものである。このため、制憲議会はこの分割の基礎の上に憲法を作成しなければならない<sup>(47)</sup>。このように会議派指導者たちの意見が固まって、五月一日の運営委員会のパキスタン分離承認決議となつたのである。

ガンディーは、「権力移譲」の重要な交渉でつねにネルーやペテールから意見を求められ、内閣使節団プランの対策では会議派を指導したが、四六年一〇月末以来、コミニナル暴動が激化したビハールとベンガルで暴力に対する説得に全力をあげていた。しかし、非凡な政治感覚から、コミニナル暴動の激化と連盟の非協力がパキスタン分離に導くことを十分に予測していたし、二月二〇日のアトリー声明から、イギリス政府がパキスタン分離を考えていることを察知していた<sup>(48)</sup>。

マウントバッテンはガンディーを非常に警戒し、四月はじめにかれを招いた。そのとき総督を驚かせたかれの提案は、ジンナーに中間政府の首班を渡して自由に政治をおこなわせることであった。これは統一インドを維持し、連盟の不信感を拭うことができる方策と考えられたのである。しかし、ペテールもネルーもこれに賛成しなかつたので、ガンディーはビハールへもどつていった<sup>(49)</sup>。このときかれは統一インドの独立の不可能なことを感じたのである。

統一インドの独立を最後まで断念しなかつたのは、会議派のムスリム指導者アーザードであり、四六年六月まで会議派議長として総督や内閣使節団と「権力移譲」交渉にあたつた人である。かれは内閣使節団プランがインドにとって最善の策であると考え、二、三年のうちにコミニナルな対立感情が鎮静化して、このプランでインド独立が実現できると説いていた<sup>(50)</sup>。しかし、会議派のパキスタン分離承認・インドの早期独立実現の主張の大勢に敗れて、かれは、

北西辺境州のガフアーレー（Abdul Gaffar Khan）もまた懸念を味わねばならなかつた。<sup>(15)</sup>

- 1 T.P. x. pp. 517-19. *Selected Works of Jawaharlal Nehru*, 2nd Series, Vol. 2, pp. 106-12. いの紙はガハーラーが修正したままである、修正とは名義上も實際上も別はだ。

- 2 国立連合 | 日印の「八十一年・ガハーラー共回復田」によれば、Pyarelal, *Mahatma Gandhi, The Last Phase*, Vol. 2, pp. 86-88, T.P. x. 212-13, 221-22, 231, 262. 参照。

- 3 ガハーラー氏は、公議派のペキスタン分割離承認の理由について、(1)公議派が強力な中央政府を欲し、(2)まだペキスタンが最も国家を維持できるだら、ペキスタンに復帰するに至るのほか、(3)長年にわたって独立のため闘つて来た公議派指導者たるが老年となりて、いよいよ上へ独立を延ばしてしまつたいたいをあげてゐる。シントーはペキスタン分割のため待つ準備があつたたゞひか、公議派の指導者たるがペキスタンを待つにふがやかながいたむらのやうだ。N. Mansergh, *Commonwealth Experience*, Vol. 2, p. 126.

- 4 cf. G. Austin, *The Indian Constitution*, Oxford, 1966, pp. 1-2.

- 5 T.P. vii. p. 590, Gwyer and Appadurai, *Speeches and Documents on the Indian Constitution, 1921-47*, p. 583. 本節に際しては、便用のたま、Gwyer and Appadurai の著集の原文を訳語するに留めた。

- 6 T.P. i. p. 565, Gwyer and Appadurai, *op.cit.*, p. 520. いの条に關しては、その結論があつた。その代表的なのは、R. Coupland, *The Future of India*, London, 1943, pp. 156-71. B. N. Rau, *An Indo-British Treaty (India's Constitution in the Making*, edited by B. Shiva Rao, Calcutta, 1960, pp. 386-442) である。ハーケは後期の結論を国連連合 | 1 号に筆した。それは前述の結論の次に級の特別問題でもつたが、国連連合は憲法顧問 (Constitutional Adviser) とせられた。

- 7 ニの点について年表的に記すと、四七年一月、アーリーはアウンサンなどビルマ人代表をロハグンに招いて会談し、同月廿二日ばかりとの間にビルマの主権移譲に関する合意した。それからして、ビルマ制憲議会の選挙が四月九日と一〇日に行なわれて、議会は六月九日に開会された。アウンサン暗殺後、議会は憲法案を採択して、九月二四日ビルマ連邦憲法が制定された。そこでタキン＝ヌー首相がロハグンに赴き、一〇月一七日、イギリス政府との間に「権限移譲」の条約を締結した。<sup>8</sup> いま、イギリス議会でもビルマ独立法案を審議し、その通過後、一一月一〇日よりの法律が制定された。矢野暢『タイ・ビルマ現代政治史研究』京都大学東南アジア研究センター、一九六八年、第二部第一編。H. Tinker, *The Union of Burma*, 3rd ed., Oxford, 1961. H. Tinker (ed.), *Burma, The Struggle for Independence, 1944-1948*, Vol. 2, London, 1984 参照。
- 8 T.P. vii. pp. 582-91, Gwyer and Appadorai, *op. cit.*, pp. 577-84.
- 9 だが、トトハだれば、重複だつたり十問問題の決定は、お詫びで出席議員の過半数の賛成だけではなく、ヒンセウムヒムスリーのそれぞれの出席議員の過半数の賛成を必要とする。「強力な中央」を憲図した会議派は、ヒのトトハでも、州から権限を移すに由りて、連邦の権限を拡大・強化をあらわした。
- 10 プラハでは、連邦憲法制定の一〇年後に、州議会は過半数の賛成によつて憲法の再検討を要求であることが提案された。憲法はいよいよ一〇年後にペキスタン分離を達成であると言ふべきだと思われる。
- 11 T.P. vii. pp. 836-38, Gwyer and Appadorai, *op. cit.*, pp. 600-2.
- 12 T.P. vii. pp. 1032-38, Gwyer and Appadorai, *op. cit.*, pp. 610-11. cf. T.P. vii. pp. 639-41, 679-82, 690-96, Gwyer and Appadorai, *op. cit.*, pp. 589-90, 591-93, 595-96. (○)のヤクシニアドはペハミヤー州、(○)のヤクシニアドはグンガル州が中心的な立場を取るが、他の州ではヤクシニアドの不参加の動向があつた。ふつてアッサム州会議派はヒークリーの指導者にヤクシニアドの強制的参加反対を要請し、アッサム州議会は(○)ヤクシニアドの不参加を決議した。

13 ネルーが、七月一〇日の記者会見で、憲議派の政策を率直に語った。かれは、本文に記したセクシヨンの制憲議会の二二回に加えて、連邦の権限の川での事項を広義に解釈して、連邦を強力なものとし、必要な財政にて州からの収出金ではなく租税によって徴収するべきだ。T. P. viii. pp. 25-31, Gwyer and Appadorai, *op. cit.*, pp. 612-15. かれの発言はもはや連盟側は憲議派に対する警戒心を強めた。

14 T. P. viii. pp. 135-39, Gwyer and Appadorai, *op. cit.*, pp. 618-21.

15 英領マヘヌリヤー、一一零〇年六月 Chief Commissioner が統治する地域があった。トリー、アシヌール＝メールワーハー、クーラークの三地区が(ア)ヤクハムハル、(B)ヤクハムヒに属し、制憲議会議員は各地域で各一名と提案された。

16 T. P. vii. pp. 587-90, Gwyer and Appadorai, *op. cit.*, pp. 581-83.

17 G. Austin, *The Indian Constitution*, p. 10.

18 皿標決議の採択<sup>スル</sup>、印度は選舉されたらせ、一一〇〇年一一〇〇年、連盟の議員の参加を待つてからムンサラジャヤカル (M. R. Jayakar) の提案<sup>スル</sup>は受けられたが、一〇〇年二月の参加が期待されただった。

19 T. P. ix. pp. 92-94, Gwyer and Appadorai, *op. cit.*, pp. 655-57.

20 Gwyer and Appadorai, *op. cit.*, p. 657.

21 T. P. ix. pp. 295-96, Gwyer and Appadorai, *op. cit.*, pp. 660-61.

22 T. P. ix. pp. 586-93, Gwyer and Appadorai, *op. cit.*, pp. 662-66.

23 T. P. i. p. 565, Gwyer and Appadorai, *op. cit.*, p. 520.

24 T. P. ix. p. 296, Gwyer and Appadorai, *op. cit.*, p. 661.

25 T. P. ix. p. 900, Gwyer and Appadorai, *op. cit.*, p. 670. これは決議は連盟の制憲議会参加を求めるものであつての欲望では、憲議派が内閣使節団<sup>アヒン</sup>を承認<sup>スル</sup>、一一〇〇年六月声明<sup>スル</sup>を認めた意味の方が大であつた。

- 26 cf. *T. P.* viii, pp. 380-82. 印度政府としていたが、内閣と大臣との間で使われ、オルエーは Deputy Prime Minister としていたが、今ハトーティルニヤーとして金なる祭壇をもつてゐる。
- 27 Gwyer and Appadorai, *op. cit.*, pp. 595-96.
- 28 *T. P.* vii, p. 738, Gwyer and Appadorai, *op. cit.*, pp. 596-97. cf. *Parliamentary Debates*, 5th Series, House of Lords, Vol. 146, cols. 358-61.
- 29 *T. P.* viii, pp. 836-38, 841-42, Gwyer and Appadorai, *op. cit.*, pp. 596-97, 600-2.
- 30 *T. P.* ix, pp. 135-39, Gwyer and Appadorai, *op. cit.*, pp. 618-21.
- 31 Gwyer and Appadorai, *op. cit.*, pp. 645-51.
- 32 Gwyer and Appadorai, *op. cit.*, pp. 654-55.
- 33 ハウジー、國七年ハ印、余議派はラヤカヒトの予算案に反対して、内閣をもつて成立了。cf. C. Muhammad Ali, *The Emergence of Pakistan*, reprinted edition, Lahore, 1973, pp. 104-12. ハウジーは有能な財政顧問の如クマード・アラム・ハサウエーの隸屬組織、國七年六月から分割に關する連邦委員会の連邦顧問長になつた人である。ラヤカヒトの内閣には、ハリハラム、ハリハラム、中央議会の副議長の如クマード・アラム、Speeches and Statements of Quaid-i-Millat Liaqat Ali Khan, pp. 61-114 に登場する。
- 34 *T. P.* ix, pp. 622-23.
- 35 ハウジー、ナーランジ Gwyer and Appadorai の實業集団の一つだ。内閣は英國の内閣の問題をもつてゐた。Gopal, *Jawaharlal Nehru*, Vol. 1, pp. 313-41, R. J. Moore, *Escape from Empire*, pp. 79-124, A. Jalal, *The Sole Spokesman*, pp. 174-240 に纏めてある。
- 36 *T. P.* ix, pp. 773-75, Gwyer and Appadorai, *op. cit.*, pp. 667-69. イギリス政府が招いたイラン代表は、余議派の内閣を

各二名、スイク教徒代表が一名であった。會議派は會議不参加を決定したが、アトリーからの直接の要請で、ネルー一人が參加するに至った。

37 T. P. ix, pp. 897-901, Gwyer and Appadorai, *op. cit.*, pp. 669-70, *Indian Annual Register*, 1947, Vol. 1, pp. 117-19.

38 T. P. ix, pp. 902-8.

39 cf. V. P. Menon, *The Transfer of Power in India*, p. 358.

40 T. P. x, p. 41. いふはウニ一ウニルが獨立直後の1947年1月1日より、マニラの参謀本部にて開催された。ペトールが總

輔に詔したのが1947年1月1日であつたと記されている。cf. P. Moon (ed.), *Wavell, The Viceroy's Journal*, Oxford, 1973, p. 421.

41 バキスタンの前途を危ぶむ声はイギリス人の間にもあつた。ロヤカシムは、獨立後の四年内、ロヒバキスタン消滅の予想を打ち破つたことを演説してゐる。

42 1)の言葉は、スヘンの1947年10月ペトール宛書翰のなかに見られる。Sardar Patel's Correspondence, Vol. 4, p. 114.  
43 会议派運営委員会は、後述のイギリス政府の六月三日声明の受諾決議のなかに、地理上から、經濟の面から、あた  
國際的視点から、インドニアヒダなればならぬことを述べ、現在のペニンシラが鎮静すれば、インド問題は適切な視点か  
らの解決が可能であるとして、ペニンシラの國家組織として認められた理論が信用を失つて、あらうと思ふことである。

*Indian Annual Register*, 1947, Vol. 1, p. 123.

44 cf. E. W. R. Lumby, *The Transfer of Power in India*, p. 155.

45 Selected Works of Jawaharlal Nehru, 2nd Series, Vol. 2, p. 523.

46 T. P. x, p. 308.

47 Constituent Assembly Debates, Vol. 3, pp. 366-67.

48 Pyarelal, *Mahatma Gandhi, The Last Phase*, Vol. 2, p. 565, M. Brecher, *Nehru*, p. 336.

49 T. P. x, 69, 83-84, 103, 140-41.

50 A. K. Azad, *India wins Freedom*, pp. 183-88.

なお、アーザー卿によれば、ペキスタン分離に最初に賛成したのはペテールであり、ネルーやペテールや総督などの影響によりて回意するようになって、最後の頼りはガンディーとなつた。ガンディーは三月末にニューデリーに来て、ペテールや総督に会へ、意図が變つてしまつたといふ。

51 cf. D. G. Tendulkar, *Abdul Ghaffar Khan*, Bombay, 1967.

## 2 六月三日のイギリス政府声明

四七年六月三日、イギリス政府は「権力移譲」に関する最終声明を発表した。これはしばしばマウントバッテン裁定と呼ばれており、会議派も連盟も受諾できるとイギリス側が考えた分離独立のプランである。声明の作成には一か月半かかり、何度も草案が書き直された。

この経過は、(1)総督側の草案にもとづいて、五月八日にイギリス政府が声明案を作るまで、(2)ネルーがこれに反撥したあと、総督側が自治領としてのインド早期独立の構想をまとめた時期、(3)五月一九日の総督帰国からロンドンで声明文を決定するまでの三期に分けるのがやむを得ない。本節では、会議派と連盟の意見を検討するため、(2)の時期を中心として述べることにする。

マウントバッテン総督が赴任にあたってアトリー首相から指示されたことは、内閣使節団プランの線に沿って統一インドの「権力移譲」を実現し、可能ならば、インドをコモンウェルズに残留せしめようとした。統一インドの

「権力移譲」交渉を進めることができないと判断する場合、一〇月一日までに、その情況を政府に報告することも指示された。<sup>(1)</sup>

総督は赴任直後から精力的にインドの政治指導者たちと協議を進めると、三週間後には、統一インドの「権力移譲」<sup>(2)</sup>の望みが全くなく、それにかわる唯一可能の方策としてパキスタン分離を認めざるを得ないと判断するようになった。<sup>(3)</sup>四月一五・六両日に開催された知事会議では、各州の情勢、内閣使節団プランの展望の検討について、パキスタン分離の問題が討議され、この分離が原則的に了承された。<sup>(4)</sup>そのあと、総督側は分離独立のプランの作成を進め、ネルーがパキスタン分離を認めると通知した五月一日には、政府声明の草案が作られていた。<sup>(5)</sup>

五月一日の草案では、ベンガル、パンジャーブ、アッサムの三州の分割と、三州に加えて、北西辺境州、スindh州、バルチスタンの帰属に関する決定方式が記された。以上の州あるいは州の分割地域は、インドまたはパキスタンの制憲議会に参加するほか、独立して制憲議会を設けるという選択も与えられ、すでにインド制憲議会に議員が参加している他の六州については、その参加を確認することも記されていた。全体として、この草案は、州に将来を決定する権限を与えるものであって、分割が問題となっている州では、ムスリム多数地域とそれ以外の地域に分けることにして、州やその分割地域でそれぞれ人口一〇〇万につき一人を原則として定めた数の議員を選出して、その議会での投票によって将来を決定することを主要な内容としたものであった。

五月二日、総督の首席スタッフ、イズメイはこの草案を携えてロンドンに向った。イギリス内閣のインドリビルマ委員会は四日にイズメイからインドの情勢の説明を受け、そのあとインド省の手で草案が書き改められた。<sup>(6)</sup>ついで八日の閣議はこれを討議して決定し、その修正案<sup>(8)</sup>を総督に電報で送った。

このとき、総督は避暑地シムラの官邸に滞在し、そこにネルーも客として招かれていた。総督は、ロンドンの修正案が会議派に受諾されないであろうという予感を抱き、一〇日夜、これをネルーに見せた。これに対して、ネルーは、かれが了解したのと全くちがつた問題提示がなされており、インドをバルカン化し、人びとの間に衝突と混乱をもたらす内容であるといつて激しく反撥した。ネルーの反撥は声明作成過程で転期となつた有名な事件である。<sup>(9)</sup>

この政府案は、総督側の草案にもとづいたものであるが、文章がすっかり書き改められ、体裁も論理もとのえられていた。内容の上では、ヒンドゥー多数地域の六州以外に対し、州であれ州の分割地域であれ、アッサム州シルヘット県までも、すべて同等に、インド、ペキスタン、独立の三つの選択を与える点は、総督側の草案よりも明確になつていた。また将来を決定する議会については、バルチスタンを除いて、総督側の草案の議員数を四倍にしており、そのため、帰属決定後の制憲議会議員数を別に定めねばならなかつた。このとき会議派と連盟が鋭く対立し最も危険な情況にあると見られていたのは、北西辺境州である。この州では、住民投票によって英領インド分割の賛否を決め、賛成の場合、州議会選挙をおこなつたあと、州議会が前述の手続で議員を選出して、三つの選択のなかから将来を決定するという、非現実的な提案がなされた。

このように、政府案は、インドの実情を考慮するよりも、各地域に同じ原則を適用するという形式的論理を重んじて、複雑な手続を記したため、いちじるしく長文となつた。四月三〇日に総督側が作成した草案を一瞥したネルーにとって、政府案がそれと全く別な案のように感じられたのは無理もないと思われるし、内容の上でもニュアンス以上の相違があつた。

政府案のなかで、ネルーが強く反撥したのはつきの三点である。

第一は、政府案のはじめの問題提起の部分で、ネルーにとって分離独立の論理に関係する部分である。かれによれば、会議派は内閣使節団プランを承諾して、その線に沿って中間政府と制憲議会を運営してきたのであるから、この事実の上に立つて分離独立を実現すべきである。重要なことは、内閣使節団プランには統一インドという基盤があり、一部の地域がインドから離脱しても、この基盤は存続し、インドという実体もインド制憲議会も存続することである。これがネルーの主張の基本であった。

これからいえば、政府案はかれの主張と反対であった。それは、州が権限を与えられて、インド、パキスタン、独立の選択をおこない、独立を選択すれば、二つ以上の国を樹てようとする提案である。ここには統一インドの基盤が放棄されており、内閣使節団プランとの連続性を欠いているというのである。

政府案を見ると、明らかに、内閣使節団以来の経過が記されていない。イギリス政府は統一インドの「権力移譲」を望んだが、インドの主要な諸政党の指導者の合意が得られず、それが不可能となつたと述べ、それを理由としてイングランドの分割を提起している。とくにネルーが心血を注いできたインド制憲議会については、しかるべき地位が与えられていない。しかもすでにインド制憲議会に議員が参加しているヒンドゥー多数地域の六州でも、改めて参加を確認することが提案されており、未開設のパキスタン制憲議会と同列に扱われている。連盟側はインド制憲議会の解消を主張してきたのであり、したがつて、分離独立によってインドとパキスタンの二つの制憲議会が開設されることになるのであるから、この点では、政府案は論理的には連盟側に近いものと解釈されよう。それは会議派が同意できないものであった。

第二はインドのバルカン化の危険性である。政府案は六州以外の州やその分割地域に対し独立の選択を与え、ま

た藩王国に対しても、イギリスの宗主権の失効によって自由となり、独立も選択できるいとを明示して、インドにいくつもの国が生まれる可能性を与える提案であった。

当時、ヒンドゥー多数地域以外の州では、パキスタン運動や州のコミニナルな分割運動と並んで、州の独立をめざすさまざまな運動がおこっていた。とくにベンガルでは、州首相スフラワルディ (H. S. Suhrawardy) が州の分割案に反対して、ベンガル独立を提唱していた。これには一部の会議派指導者も同調しており、イギリス側でもその可能性を検討していた。ベンジャーブでは、イスラム教徒が西部の土地財産や寺院を州の分割によって失なうため、アカリ一党がイスラム教徒の国 (Khalistan) 建設の運動をおこしていた。また北西辺境州では、統一インドの望みを事実上断られたガファザル・ハーンたちは、連盟のパキスタン運動に対し、パシュトウ語とその文化・歴史を共通にする地域にパシュトウニスタン (Pakhtunistan) を建国する運動を始めるところであった。いっぽう、藩王国では、四六年以來、ハイデーラーバード、トラヴァンコール、ボーパールなどの藩王たちは、イギリスの宗主権の失効のときに独立することを策動し、イギリスから自治領として承認して貰うことを総督に懇請していた。<sup>(12)</sup>

このような情勢のもとで、ネルーは、政府案のなかに、藩王国や州の独立の動きを助長し、またコミニナルな対立を深めて、インドを分断化して混乱させる危険性を読み取った。このバルカン化は統一インドの独立のため闘つてきた会議派が受諾できるはずがなかった。

第三は北西国境地帯の問題である。このときネルーが最も頭を痛めていたのは、北西辺境州の問題である。この州は、ハーン・サーアーブの政権がパキスタン運動によつて脅かされ、知事が直接に統治する案が提出されるほど、暴動が激化していたところである。四月末から五月はじめにネルーはガファザル・ハーンと協議して、州議会選挙に対し

て連盟の暴力を認めこれを助長するものとして反対し、苦慮の末、住民投票によるインドかパキスタンの帰属決定を認めるようになった。それと同時に、キャロウ (Olaf Caroe) 知事の辞任と、住民投票を総督の管理のもとで実施することを要求した<sup>(13)</sup>。また政府案は、英領バルチスタンの帰属は「半封建的」領主たちの会議 (Jigra) で決定すると提案したが、ネルーは住民の意思が反映しないという理由で反対した。

ネルーの反撥について、以上の点と並んで考慮すべきことは、五月一日のパキスタン分離承認決定後の会議派の主張の進展である。会議派運営委員会は、五月一日後も引き続き「権力移譲」に関する討議を進めた。その結果、四日と八日に、ガンドイーとネルーがそれぞれ、中間政府にできる限り早く統治の全権限を移譲して、四八年三月までの暫定期間、自治領の地位を与えるべきことを総督に要求した<sup>(14)</sup>。またパテールは九日に新聞記者会見をおこない、連盟側を背かす強い調子で同じ趣旨の要求を発表した<sup>(15)</sup>。この要求は中間政府を実質上の自治領政府とするという三月八日の決議に沿うたものである。ネルーによれば、八月に制憲議会が憲法の原則を定めるのであるから、その後に憲法に同意しない地域が離脱してパキスタンを建国するのであり、それまでは中間政府が自治領政府として統治するというプランであった。<sup>(16)</sup>ここに自治領の問題が前面に現われた。

イギリス側は、パキスタン分離前に、中間政府に主権を移譲することができなかつた。しかし、インドが強力な中央政府をもち、自治領としてコモンウェルズに残留することを念願していた総督は、暫定的であれ、コモンウェルズに残留するという会議派の申し出を歓迎して、ただちにロンドンのイズメイに連絡するほどであつた<sup>(17)</sup>。したがつて、一〇日に総督とネルーの会談で論議されたのは、自治領としてのインド独立の問題であつた。

この会談には、総督に従つてシムラに滞在していたV·P·メノンも出席した。かれは自治領としての分離独立構

想をかなり前に作成して、「四か月ほど前に」パテールに話し賛成を得ていた。<sup>(18)</sup> メノン構想は四月二十五日にはイズメイを通じて総督に手渡されており、<sup>(19)</sup> 総督は会議派が自治領として独立するという考えがあることを聞くと、五月八日、イズメイにメノン構想をイギリス政府閣僚に配布することを依頼した。<sup>(20)</sup> ついで翌九日、総督の指示で、メノンはネルーにこの構想を話し、ネルーもこれに賛成して、二人で詳細なプランを作成した。<sup>(21)</sup> このように自治領構想に賛成したネルーにとって、政府案はこの構想とあまりにも違い、しかもこれよりもはるかに劣悪な案であったのである。

ところで、総督はネルーのはげしい反撥に驚いた。早速ロンドンに打電して草案の再検討の必要を伝えるとともに、五月一七日に予定されていたインドの政治指導者代表との会議を六月二日に延期した。<sup>(22)</sup>

総督は新しいプランを考えざるをえなかつた。それを提出したのはV·P·メノンであり、それは前述の自治領として早期に分離独立するという構想であった。総督は、政府案にかわってこの自治領構想で「権力移譲」を達成することを決意した。この趣旨をロンドンに打電すると、アトリーは情況の急変の説明のため総督の帰国を求めた。<sup>(23)</sup> 総督は急いで政府案を修正し<sup>(24)</sup>、また自治領構想を別の文書にまとめ、会議派と連盟の意見を確めてから、一八日にロンドンに向つて飛び立つた。

このとき政府案に対する主要な修正点は、(1)はじめの部分に制憲議会の経過に関する文を入れるとともに、制憲議会に議員が参加している六州のインド帰属の確認の案を削除し、(2)インドまたはパキスタンに帰属する以外の独立の道を断ち、(3)六州以外の州の帰属決定方法を単純化し、(4)北西辺境州では住民投票による決定に改め、バルチスタンの決定方法を後日の検討に移し、(5)藩王国に関しては四六年五月一二日の内閣使節団覚書に述べたことに変更がないと記すにとどめたことである。

自治領としての独立構想ではつぎの点が提案された。<sup>(28)</sup> すなわち、(1) インドとパキスタンはともに自治領として独立し、一九三五年インド統治法を修正して暫定的基本法とすること、(2) 現総督は暫定期間二つの自治領の総督を兼ね、知事はそれぞれの中央政府が任命すること、(3) 軍隊は二国で分割し、單一部隊は徵集地によって、混成部隊は評議会を設けて分割を決定することである。これに加えて、(4) 中央議会を廃止して、制憲議会が連邦の立法府となること、(5) 総督と知事の裁量権を廃止すること、(6) イギリス政府のインド省を廃止すること、(7) イギリス国王の称号からインド皇帝の称号を除くことが提案されていた。

政府声明案の修正は会議派の主張を全面的に取り入れたものであり、自治領構想もネルーとパテールの賛成を得たものである。<sup>(27)</sup> これに対して、連盟は一四日までこのプランを知らされなかつたので、総督と会議派に対する不信感を新たにした。修正案自体にも非常に不満であつて、とくにベンガルとパンジャーブの二州の分割に強く反対し、現在の制憲議会の存続を認めなかつた。また自治領構想については、独立時に軍隊を分割することを強く主張したが、総督の兼任の点は回答しなかつた。<sup>(28)</sup>

総督はロンドン到着後ただちにインド・ビルマ委員会に出席して事情を説明した。委員会は総督の修正案がインドの政治指導者たちから得られる最大限の合意であることを確め、二三日の閣議でこれを原則として承認した。<sup>(29)</sup> ついで二八日の閣議では、「権力移譲」の早期実現のための唯一の方法は、イギリス議会が今開会中に二つの自治領を創設する「権力移譲」の法律を制定することであり、しかし、これによつて、制憲議会が将来コモンウェルズ離脱を決定することを阻げるものではないという趣旨の文を、声明のなかに入れることを決定した。<sup>(30)</sup> こうして声明文の作成を終えた総督は、三一日にニューデリーにもどつた。

六月二日、総督は政府声明を会議派、連盟、スイク教徒の三者の代表に示した。<sup>(31)</sup> 会議派は連盟の完全受諾を条件として賛成した。<sup>(32)</sup> ベンガル・パンジャーブの分割による「虫食いの」パキスタン案を提示されたジンナーは、連盟評議会で正式に決定するといって、文書ではなく口頭で賛成した。<sup>(33)</sup> またベンジャーブ分割で最大の苦難を受けるスイク教徒の代表、バルデーヴ・スィング（Baldev Singh）も賛成した。<sup>(34)</sup> こうして、三日に政府声明がロンドンとニューデリーで発表され、ニューデリーでは、総督に続いて、ネルー、ジンナー、スィングの演説が放送された。<sup>(35)</sup>

ついで、連盟は九日に評議会を開き、政府声明の「基本原理を妥協として受諾すること」を決定した。<sup>(36)</sup> そのあと一五日に、会議派は全国委員会を開き、投票の結果、賛成一五三票、反対二九票、棄権三六票で、政府声明の受諾を決定した。<sup>(37)</sup> これでインド側の受諾の手続は終った。

その後、各州の帰属決定はほぼ順調におこなわれた。まず六月二〇日、ベンガル州議会が東西二州の分割を決定し、東部と西部がそれぞれパキスタンとインドに加わった。パンジャーブ州議会も二三日に州分割を決定し、東部はインドに、西部はパキスタンに加わった。ついで、スindh州議会が二六日に、バルチスタンの代表たちが二九日に、パキスタン帰属を決定した。東ベンガルと西パンジャーブのパキスタン帰属決定後に施行されると定められたシルヘット県と北西辺境州では、住民投票が七月六日からおこなわれて、両地域のパキスタン帰属が決まった。

両自治領の独立の日を八月一五日とすることは、六月三日に総督が会議派と連盟の代表に配布した「分離に関する行政上の措置」と題する文書に記されていたことで、翌四日の総督の記者会見で公表された。アトリー声明でタイム・リミットされた四八年六月より一〇か月も早められたのである。

早期の独立達成を要求してきた会議派は、八月一五日の独立について、なんら異存がなかつた。パテールは、四九

年一月一〇日のイング利制憲議会で、「議員諸君の知らなこ話であるが」の前置をもつて、藩王国問題をイギリス側の干渉なく自由に処理するため、早急に権限を移譲するいふことをイギリス側に要求したと述べてゐる。<sup>(3)</sup>  
連盟側はペキスタン建国の準備に多くの日数が必要であった。しかし、イギリス政府と會議派が一致して早期の独立を実現しようとするのに對して、連盟は抗議したが、同意が得られなかつた。このため、不信感を新たにしたジンナーは、七月はじめ、みずからペキスタン総督となることを決意して、独立後の七か月半を予定していた暫定期間のイング利・ペキスタンの合同体制に楔を打ち込んだ。

1 T. P. ix. pp. 972-74.

2 総督が「四月」即ち大日本との間にイング利の政治指導者たる「三三三回」も協議した。レボリューション H. V. Hodson, *The Great Divide*, pp. 219-47 を参照。

3 T. P. ix. p. 301. たゞ、ペキスタン側は「四月四日」とムスリム多數地域のペキスタンの分離を認めて主権を移譲するのが遅い解決であるとして抗議を呈してゐる。T. P. ix. pp. 840-50.

4 cf. T. P. x. pp. 227-31, 242-55, 269-79.

5 T. P. x. pp. 550-53. これが前の草案にしては、四月十九日より「一〇日」のものが掲載されてゐる (T. P. x. pp. 338ff., 495ff.)。  
知事会議のものと試案 (T. P. x. pp. 230ff.) からの総督側の草案の修正のあらわしだけといふのがである。

6 四六年七月には制憲議会の議員は州を単位として選出したので、州の分割による「一地域から改めて選出する必要がある」と。

7 T. P. x. pp. 637-42.

8 T. P. x, pp. 723-28.

9 論文「独立の準備と T. P. x, pp. 756-57, 766-71 に掲載された。Hugh Tinker, Jawaharlal Nehru at Simla, May 1947. A moment of truth, *Modern Asian Studies*, Vol. 4, 1970, pp. 349-58. Ditto., Incident at Simla, May 1947, what documents reveal a monument of truth for the historians? *Journal of the Commonwealth and Comparative Politics*, Vol. 20, 1982, pp. 200-22, R. Moore, *Escape from Empire*, pp. 259-80.

10 総督側の草案には、ハルカム貿易に対して独立の選択を含め、東ダーラカル州のペキスタンへ帰属決定後は、東ダーラカル州がアッサム州への加入を選ばるべき案であった。

11 ネルーが見た草案は一頁半のもので、出しゃべりハルカム・ペキスタン州の分割を取ったものであつた。かれは北西辺境州とペキスタンに関する意見を述べたところ、T. P. x, p. 702. ものは四月二〇日草案の修正前のものである。

12 本論の題題は「」だ、それやれ第II章と第七章と並く。

13 T. P. x, pp. 698. cf. T. P. x, 671-73.

14 T. P. x, pp. 667-69, 673-75.

15 T. P. x, pp. 716-17.

16 T. P. x, p. 699.

17 T. P. x, pp. 731-36.

18 T. P. x, pp. 731, *Sardar Patel's Correspondence*, Vol. 4, pp. 111-16. V. P. Menon, *The Transfer of Power in India*, pp. 358f.

19 T. P. x, pp. 438-40.

20 T. P. x, p. 699. ハルカム構想は五月一日に総督の秘書官が書面し、ハリヤーナー州議会に配布された。

- 21 Sardar Patel's Correspondence, Vol. 4, pp. 116-18.
- 22 T. P. x. pp. 721-22.
- 23 T. P. x. p. 823.
- 24 四川の総督側の修正草案は T. P. x. pp. 783-85 に、またいわに対するイング蘭の見解は T. P. x. pp. 876-80 に掲載初定レゾ。
- 25 T. P. vii. pp. 522-23.
- 26 T. P. x. pp. 841-43.
- 27 T. P. x. pp. 855-57, 866-70.
- 28 T. P. x. pp. 851-85.
- 29 T. P. x. pp. 963-68.
- 30 T. P. x. pp. 1013-21. なお、この閣議で、イング蘭の政治指導者との協議によって問題となつた場合、声明の原則が心逸脱しないを期す、ロハツンに連絡するいふなしに決定する裁量の権限が総督に与えられた。
- 31 三省の代表のあい、総督はガントリーども政府声明を示した。総督によれば、川の田ばかりの沈黙の田であったが、四五分にわたつて説得した。四田に、イング蘭分割にはなほだ不満なガンディーに説得を続け、功を奏したといふ。T. P. xi. pp. 131-32.
- 32 T. P. xi. pp. 66-68. 会議派書記長クリーパーは、イング蘭がロモンウヨルズを離脱するいふか、ペキスタンを離脱するいふことを問はずとも要求したが、総督はペテールとネルを説得して、これを撤回させた。
- 33 cf. A. Jalal, *The Sole Spokesman*, pp. 284-86. シンナーに対する、同日夜総督トイズメイが説得した。T. P. xi. p. 161. 連盟の機関紙 "Dawn" の社説は、六月一日にベンガルとベンジャーブの二州の分割に対する反対を叫んだが、四田には「*ア*

キベタノ万歳の見出しを掲げ、ムスリムの念願が達成された初めにイスラム国家が樹立されたと記し、喜びを表わした。

34 T. P. xi. pp. 69-71.

35 インドの演説は、政府声明からいへば、T. P. xi. pp. 86-101 に掲載され、印度の総督の記者会見の際の演説と質疑応答も T. P. xi. pp. 110-22 に掲載されてゐる。

36 T. P. xi. p. 241, *Indian Annual Register*, 1947, Vol. 1, pp. 257-59. 演説評議會の論議と妥協決議の表現のあいまごとに、ペトーネルは連盟が民主統治を明確にしてよりよい統治を要求したが、これはペトーネルトリヤカント会談で締着した。T. P. xi. pp. 242-49.

37 *Indian Annual Register*, 1947, Vol. 1, pp. 126-40, M. Brecher, *Nehru*, p. 349.

38 政府声明によつて、スイク教徒指導者ターラー＝ターラー（Tara Singh）、社会党、ヒンズー＝マハーチベー（Hindu Mahasabha）など反対する決議文は *Indian Annual Register*, 1947, Vol. 1, pp. 255-61 で、また共産党的批判は *People's Age*, 7 June 1947 に掲載されてゐる。

39 T. P. xi. p. 53. 七月一日が決定した経過は詳しからない。分離独立の日としては、総督は五月一七日（シナ）十一月二十九日（カシム）に一〇月一四日（アーリヤ語）と書かれてゐる。T. P. x. pp. 872, 917, xi. p. 30. ベルギーの決定はアーリヤが総督に任せたのである。「分離に関する行政上の措置」には八月一日が定められてゐるが、この文書は六月一日の総督スタッフ会議で決定したため、印度の民族代表に配布されたのである。この文書は六月一日の総督スタッフ会議で決定したため、印度の民族代表に配布されたのである。cf. H. V. Hodson, *The Great Divide*, pp. 318-21. Y. Krishan, Mountbatten and the Partition of India, *History*, Vol. 68, No. 222, 1983, pp. 22-38. なお、ペキベタノが八月一日印度、イハビダニ一日日暮夜中から一日五日間にかけて、制憲議会において独立の祝典が挙行されたのは、八月一日が占ふるにない不和の日であるためである。

40 *Constituent Assembly Debates*, Vol.10, p.49.

41 M. Rafique Afzal (ed.), *Speeches and Statements of Quaid-i-Millat Liaqat Ali Khan*, Lahore, 1967, p. 209. N. Mansergh, *The Commonwealth Experience*, Vol. 2, p. 124.

42 cf. A. Jalal, *Inheriting the Raj*, Jinnah and the Governor-General issue, *Modern Asian Studies*, Vol. 19, 1985, pp. 29-53.

### ③ インド独立法の内容

六月三日との声明から八月一五日の独立まで、わずか七日間である。この短期間にイギリス議会が分離独立の法律を制定し、それにむづつて分離独立の実現のため一切の法的措置を完了せねばならなかつた。このため、マウンドバーチンは、五月下旬の帰国中、保守党のチャーチルなどと会つて、議会の会期中に分離独立の法案を通過せしむるについて協力を求め<sup>(1)</sup>、また大法官などと法案作成の打ち合せをすませていた。

法案作成の作業はロンドンで進められたが、六月三日声明の内容の法文化にとくあらず、新たに検討すべき問題も少くなかった。そのなかで重要なのは、インドの国際上の権利・義務の継承とそれに関連するインド・ペキスタンの領土に関する条文、アンダマン・ニコバル諸島の帰属、ハイデラーバード藩王国領バーレルの処理、藩王国に対する宗主権の失効とともに暫定的処理の問題であった。<sup>(2)</sup>

イギリス政府が法案の草案の作成を急ぎ、それを総督のもとに送つたのは、六月三日であつた。<sup>(3)</sup> それから半月間、総督が会議派と連盟の意見を確かながら、政府と連絡して草案の修正を重ねたあと、六月三〇日、政府はインド独立

法案を完成して総督に送った。<sup>(4)</sup>

翌七月一日、会議派の要求に応じて、総督は会議派と連盟の代表者、それとは別にガンディー<sup>(5)</sup>を、官邸に招いて法案を見せた。会議派と連盟はそれこれまでの要求を含めて詳細な意見を書き、総督はその一つ一つの点につき賛否の意見を付して打電した。<sup>(6)</sup>イギリス政府は総督の意見を参考にして会議派と連盟の意見を検討し、その多くを採用した。<sup>(7)</sup>こうして修正を加えた法案は四日に下院に上程された。

インド独立法案を会期中の議会でできる限り早く通過させることについて、政府は野党の合意を得ていたので、政府側からの追加修正のはうが、議員の修正提案もなく、反対意見も述べられなかつた。こうして法案は一五日に下院を、一六日には上院を通過して、一八日に国王の裁可を得て制定された。異例の速さであった。<sup>(10)</sup>

この法律は、「インドに二つの独立の自治領を創設するための条文を定め、一九三五年インド統治法のなかの当該自治領以外に適用される条文を他の条文に替え、当該自治領創設の結果として生ずる事項および創設に関する事項を定める法律」と題され、インド独立法はその略称である。インドとパキスタンという国名もここに定められた。

ここには「独立」という言葉が使われている。これはアトリーが指示したものであつて、他の自治領に関するイギリスの法律に見られなかつたことである。つまり、イギリス国王を元首とする自治領は、実質的には独立国であるが、独立という言葉を使わない慣行があり、インドの「権力移譲」過程でも自治領か独立かと両者が並記されたことが少くない。このため、独立の言葉は保守党のチャーチルの怒りを買ひ、マックミランもこれに不満であった。<sup>(13)</sup>それほどに「独立の自治領」は斬新な言葉であった。

内容からいえば、二〇条と三付則からなるこの法律は、前半がインドとパキスタンに適用される規定、後半がイギ

リスのインド省、文官、軍隊などに関する規定である。前半の条文の内容を各条ごとに逐一簡単に記すと、つぎのとおりである。

第一条 インドとパキスタンの二つの独立の自治領を八月一五日に創設する。

第二条 英領インドの領土は、パキスタンの領土となる地域を除いて、インド自治領に含まれる。

パキスタン自治領の領土は、東ベンガル州、西パンジャーブ州、スindh州、英領バルチスタンであり、北西辺境州は住民投票によって決定される。(北西辺境州とシルヘット県は法案上程のときにはまだ住民投票が実施されていなかった。)

第三条 ベンガル州は東ベンガル州と西ベンガル州に分割される。アッサム州シルヘット県は、住民投票で賛成を得れば、東ベンガル州の一部となる。

境界については、総督が任命する境界委員会の裁定によって決定される。この裁定は委員長の決定をさす。

第四条 パンジャーブ州は西パンジャーブ州と東パンジャーブ州に分割される。境界については前条と同じ。

第五条 新自治領に総督をおく。総督はイギリス国王が任命し、国王を代理する。二つの自治領の総督は一人が兼ねることができる。

第六条 新自治領の立法府は完全な立法権をもつ。

第七条 八月一五日以後、イギリス政府は英領インドの統治責任をもたない。藩王国に対する宗主権は失効し、藩王国や種族地域との間の条約や協定は効力を失なう。ただし、関税、領土通過、交通、郵便、電報など一定の事項は、変更のあるまで、新自治領との間で継続される。

イギリス国王の称号からインド皇帝の称号を削除する。

第八条 暫定的措置として、新自治領の立法府は制憲議会とする。一九三五年インド統治法は、総督や知事の裁量権などの一定の条文を削除して、各自治領でそれぞれの法として適用される。

第九条 総督は本法律を実施するため必要と考へる事項について法令を発布する権限を与へられる。それには一九三五年インド統治法を修正する権限も含まれる。

第一〇条 一九三五年インド統治法のインド高等文官に関する条文は効力を失なう。インド高等文官や高等裁判所判事で、インドまたはパキスタンの自治領に独立の日以後も勤務する者は、従前と同じ俸給と待遇を受けられる。

第一条 総督は法令によってインド軍の分割を定めることができる。

第一二条以下はイギリス本国とイギリス人に関する条文であつて、インド駐在のイギリスの陸・空軍、海軍、印度相と内国費(Home Accounts)の会計検査長官、インド相を当事者とする訴訟、アデン、イギリス人の離婚訴訟について定めた。そして第一八条は現行法の継続の規定、第一九条は定義規定、第二〇条は略称の規定である。

この法律は分離独立の大綱を定めたものであつて、その実現のための細則に関する法令を制定する権限は、第九条で総督に与えられた。<sup>(14)</sup> 法令は六月三日まで遡つて効力が認められ、四八年三月三一日まで制定することができた。総督に与えられた権限と同様な権限は、ベンガル、パンジャーブ、アッサムの三州に関する、知事に与えられたが、その立法期間は八月一五日までであった。

第九条にもとづいて八月一四日までに発布された総督の法令は二三であつて、独立の日までの中間政府の措置、分離独立とともに裁決所の創設と管轄権の変更、インド政府の資産・債務の分割、国際上の権利・義務の継承、分離

独立後の両自治領の暫定的な合同機関、インドやパキスタンの暫定的憲法、州議会の議員選挙、諸法律の修正に関するものであった。<sup>(15)</sup>これらは総督参事会の法令ではなく、総督の法令であり、インド・パキスタン両自治領に関する法令は、分離評議会 (Partition Council) と呼ばれた分離独立に関する最高機関で決定されたものである。

この機関は、六月三日、会議派と連盟の代表が政府声明を賛成した直後、分離独立にあたって決定すべき事項を列挙した「分離に関する行政上の措置」という総督が配布した文書のなかに提案された。<sup>(16)</sup>そこで、会議派と連盟は、中間政府のなかに、それぞれ二名の官僚を委員とし、総督が主宰する分離委員会 (Partition Committee) を設けること<sup>(17)</sup>を決め、それは一二日に発足した。<sup>(18)</sup>その実務を担当する運営委員会は、両党がそれぞれ推薦した二名の官僚が委員となり、その監督のもとで一〇の専門部会に分けて、各部局の官僚を動員して、六月の第三週から一ヶ月間の予定で、中央政府の全資産の分割の作業を始めた。<sup>(21)</sup>

ベンガル州とパンジャーブ州の分割決定後の六月二七日、分離委員会は分離評議会という名称の組織に改められ、インド側からペテールとプラサード、パキスタン側からジンナーとリヤカットがメンバーとして出席した。専門部会の作業は順調に進み、タイプライターに至るまで全資産のリストを作つて、その分割を討議した。運営委員会をそれらを統轄して、分離評議会のため審議事項を準備した。分離評議会はこれらを決定した後に、総督の法令が公布されたのである。

つぎに総督の法令に關係する三点について述べておきたい。

第一は八月一五日までの中間政府の再編成についてである。中間政府は会議派と連盟の対立と相互の不信感から運営が円滑さを欠く状態となっていたため、五月一七日、会議派はイギリス政府の最終声明後に中間政府を事質上の自

治領政府として、イギリス側の干渉をなくし、統治の全権限をもつことを要求した。<sup>(23)</sup>前述のようにイギリス政府はこの要求を拒否する方針を保持していたので、総督はその処理に苦慮した。その後、六月二七日、総督は、現在の中間政府の閣僚が辞任して、會議派と連盟がそれぞれインドやパキスタンの領土となる地域を担当し、中間政府のなかに二つの内閣を組織することを提案した。<sup>(24)</sup>會議派はこれに同意したが、ジンナーは強く反対した。ジンナーは、この案に従えば、會議派が中間政府の職務のすべてをおこない、連盟側はパキスタンの領土となる地域に関する事項だけを合同閣議に提起できるにとどまって、「見張り犬」の役割を果たすにすぎなくなることを怖れたのである。<sup>(25)</sup>そのため、かれはこの案がインド統治法に違反すると主張し、イギリス政府はこれを認めた。<sup>(26)</sup>

この問題の解決のため、イギリス政府はインド独立法案のなかに一項（第九条e項）を入れて、この法案ができる限り早く議会で可決することにした。法律制定の翌日、七月一九日、総督の法令が公布され<sup>(27)</sup>、インド側とパキスタン側がそれぞれ領土となる地域を管掌する二つの中間政府をつくり、相互に干渉しないことになった。この措置をめぐる會議派と連盟の対立は分離独立前の両者の最後の激烈な対立であって、両者の独立の論理と利害が衝突したものであった。<sup>(28)</sup>

第二は分離評議会、調停審判所、合同防衛評議会という、インド・パキスタンの三つの合同機関についてであり、いずれも五月の段階で構想されていたものである。

分離評議会は、前述のように、六月から精力的に作業を進め、独立の日までに大部分の問題を処理した。しかし、残余の問題があつたため、分離評議会は分離独立後も継続して、資産の分割などの問題を最高機関として審議決定することになつた。<sup>(29)</sup>分離独立後はその組織が改められ、インド・パキスタン両国の大尉各二名が代表となり、ニューデ

リード開催されたため、パキスタン側で大臣一名が出席の場合、高等弁務官 (High Commissioner) が代表となり、両国の代表が交代で議長を勤めることになった。<sup>(30)</sup>

ベンガル、パンジャーブ、アッサムでも、中央と同様な分離評議会が設けられて、州の資産などの分割をおこなつていたが、これらも分離独立後も継続して作業が進められた。

これらの分離評議会で合意に達しない事項は、調停審判所 (Arbitral Tribunal) を設けて、そこで決定するなどが会議派と連盟の間で合意されていたが、七月五日の分離評議会で、両者がそれぞれ裁判官一名をメンバーとして推薦し、委員長 (Chairman) には連邦裁判所首席判事スペンス (Patrick Spens) をあたることが決定された。<sup>(31)</sup> この審判所は四七年一二月一日まで事件を受理することになっていたが、分離評議会が極力問題の解決に努めたため、審判所には提出した事件も審理開始前に解決して提訴を取り下げ、審判所は事件の裁定をすることなく終った。こうして分離に関する問題は一二月までに作業を完了した。<sup>(32)</sup>

つきに、合同防衛評議会は六月三〇日に分離評議会でその設置が決まった機関で、陸・海・空の軍隊の分割と暫定的期間の防衛の最高機関である。<sup>(33)</sup> 総督をはじめとしてイギリス側はインド防衛をコモンウェルズ戦略上の非常に重要な問題として討議を重ねてきたが、分離独立によって軍隊が分割されるなどになつたため、インド・パキスタンの共同防衛の重要性を力説して、この機関を設置させた。委員長 (Chairman) には総督が就任し、軍司令官オーチンレック (C. J. H. Auchinleck) と両国の防衛大臣が委員となることを決定した。<sup>(34)</sup> ついで七月二二日、独立の日までの評議会を設けて、メンバーとして分離評議会委員に軍司令官と防衛担当閣僚を加えた。この評議会は週三回開かれ、主要な議題はインドとペキスタンの国境となる地域の治安維持であった。パンジャーブ国境部隊 (Punjab Boundary

Force) ないの評議会によって設けられ、その統制のもとに置かれたものである。<sup>(33)</sup>

第三はインド・パキスタンにおける分離独立前の法の継続についてである。インド独立法第八条第一項は、一九三五年インド統治法を一部修正して<sup>(34)</sup>、分離独立後も引き続いて効力をもつことを定め、また第一八条第三項は、英領印度で分離独立の直前の法はその後もインドまたはパキスタンの法として存続することを定めた。ついで八月十四日インドとペキスタンそれぞれに、一九三五年インド統治法の多数の条文を削除・修正して暫定的憲法とし、その他の法律についても修正した。<sup>(35)</sup> しかして新憲法を制定しないままに独立を迎えた両国は、独立直前に効力をもつある法を最小限に修正して継承したのであって、法の上では植民地時代との間に断絶がなかったのである。

1 T.P.x. pp. 944-46. チャーチルがアヘリーの1月11日声明をばげしく批判したことはよく知られてゐる。印度独立法

の迅速な通過の鍵は保守党が握っていたから、チャーチルから信頼を得ていたマウンテンベックトンとイズメイが、丑角下旬にかれを説得したのである。なお、保守党のインド政策については、K. Veerathappa, *British Conservative Party and Indian Independence, 1930-1947* (New Delhi, 1976) の專著がある。

2 cf. T.P.x. pp. 1016-19.

3 T.P.xi. pp. 361-74.  
4 T.P.xi. pp. 779-94.

5 ルジャヤル會議派側も連盟側も法律家を行なった。cf. T.P.xi. pp. 734, 748f.

6 カンドラーの法案に対する意見は以下のとおりである。Pyarelal, *Mahatma Gandhi, The Last Phase*, Vol. 2, p. 298.

(1)自治領の地位に留まるのは暫定的であるといふが、法律のなかに似むるがよくなれば、なんとかの面面を弄りなさい

ル。

(2) インド(イングランド)を平等に扱うといふ。

(3) ベキスタンが離脱する国であり、それにもかかわらず、イングランドという存在が維持されることが法案に示されていない。

(4) どの州も、同意なしには、他の自治領に移ることができない。

(5) ベキスタン制憲議会は約束の日(八月一五日)の前に開会すぐやはない。

(6) 藩王国の地位はきわめて弱い。四六年五月(内閣使節団の藩王国に対する)声明は、(藩王国内の運動の)進歩を阻げるために用ひてはならない。

7 T.P. xi. pp. 854-61, 863-5. V.P. Menon, *The Transfer of Power in India* の巻末には、ナルーが加筆した会議派の意見書が写真版で掲載われてゐる。

8 T.P. x. pp. 867-70.

9 追加されたのは第三条第四項と第四条第二項であつて、境界委員会の裁定は委員長の決定を意味するという条文である。

10 後述の中間政府をめぐる会議派と連盟の間の対立のため、総督の要請によつて、政府はの法律制定を当初の七月末の予定よりやれる限り早くする所とした。

11 T.P. xi. p. 478. 六月一三日の草案は「イングランド自治領法案」(自治領は複数形)であつたが、六月一七日の閣議で改められた。

12 T.P. xi. pp. 812-13. いのチャーチルの手紙に対するトマースの返事は、T.P. xi. p. 891 に掲載われてゐる。

13 14 *Parliamentary Debates, House of Commons*, Vol. 439, col. 2468.

第九条(本法律を施行するための法令)の条文を参考のため記述しておいた。

第一項 総督は、

一九四七年イングランド独立法の研究(1)

- (a) 本法律の規定を効果的に実施するため、
  - (b) 本法律のもとに創設される新自治領間では参事会における総督の、また新しい州の間では、消滅する当該の州の、権限、  
権利、資産、債務、責任を分割するため、
  - (c) 各新自治領に適用するため、一九三五年インド統治法、及びそのもとで制定された参事会法令、規則、その他の法文書  
について、それを削除、追加、適用変更、あるいは修正するため、
  - (d) 本法律の規定の施行に關係して生じる困難を除去するため、
  - (e) 本法律制定から約束の日（八月一五日）まで、一九三五年インド統治法第九付則の規定以外の方法で、参事会における  
総督の職務を遂行することの権限を与えるため、
  - (f) 約束の日以前に、いづれかの新自治領に代つて協定を締結し、またその他の行為をおこなう権限を与えるため、
  - (g) 新自治領、あるいは前記の新しい州のうち二州以上のために、英領インド全域または新しい州に相当する旧州でおこな  
われている公務と活動を引き続き遂行する権限を与えるため、
  - (h) 貨幣制度、および準備銀行に関するいかなる事項についても規則を定めるため、
  - (i) 前述の諸事項と関係して必要または適切と考える限りにおいて、新自治領の立法府、裁判所、その他の機関の組織、權  
限、管轄權を変更して、そこに新しい立法府、裁判所、その他の機関を設置するため、
  - 必要または適切であると考へる規定を、法令によつて定めることができる。
- 第二項 本条によつて総督に賦与される権限は、当該の州に関しては、本法律のもとで消滅する州の知事が行使すること  
ができる。これらの権限は、一九三五年インド統治法の目的のためには、知事がその法律のもとで個人的判断を行ふことができる  
と定められた事項と解釈される。
- 第三項 本条は一九四七年六月三日から効力を有するものとされ、これによつて、その日以後に総督または知事がいかな

る事項についても制定した法令は効力をもつものとする。本条のもとで制定される法令は、前記の六月三日以後のいかなる日までも遡及すると定めることがやむを得ない。

ただし、法令がその制定以前の日まで遡及して規定を定めているという理由で、なにびとも有罪とされるいとはない。

第四項 本条のもとで約束の日前またはそれ以後に制定されるいかなる法令か、

- (a) 英領インドでは、約束の日まで、
- (b) 各新自治領または両新自治領では、約束の日以後、
- (c) 英領インド以外、または新自治領以外では、約束の日の前後を問わざり、当該自治領の立法府が約束の日以後に法律で定める日まで、効力を有する。

しかし、いかなる法令も、各自治領において、自治領の立法府の法律と同じく、廃止または修正することができる。

第五項 約束の日以後、本条のもとで州知事は法令を制定できない。一九四八年三月三一日、または各自治領において自治領の立法府の法律で定められるそれより早い日以後に、総督は本条のもとの法令を制定できない。

第六項 アッサム州の一部が約束の日に新設の東ベンガル州に加入することが決定した場合、本条の前記の規定は、本法規のもとでアッサム州が約束の日に消滅して新しい州として再設されたかのように、適用されるものとする。

15 総督の法令は、“Partition Proceedings”の第七巻などに収録されている。八月一五日以後も両国で一九の法令が制定された。

16 T.P. xi. p. 55.

17 T.P. xi. pp. 169-71, 184-89, 284-87.

18 委員は、会議派側がペテールとハサーク、連盟側がリヤカットカリシタル (Abdul Rab Nishtar) である。

19 運営委員会 (Steering Committee) の委員は、会議派側が総督府書記官次長H.M. Patel、連盟側は

財政担当顧問のムハマッダニトワドカル。<sup>21</sup>の委員会の作業について、C. Muhammad Ali, *The Emergence of Pakistan*, pp. 167-72 を参照。

20 専門部会 (Expert Committee) は、(1)政府機関、文書、官吏、(2)資産と債務、(3)中央の租税、(4)契約、(5)紙幣、硬貨、為替、(6)経済関係 (統制)、(7)経済関係 (貿易)、(8)永住地、(9)対外関係、(10)軍隊に分れた。<sup>22</sup>軍隊の部会は、イギリス人軍司令官のもの。The Armed Force Committee はこゝ特別の委員会であった。cf. T. P. xi, pp. 286f., 424-27.

21 分割委員会・分割評議会・運営委員会・専門部会の議事録・報告書などは、“Partition Proceeding” と題して刊行されたもの。<sup>23</sup>全七巻のうち、参照したのは、第一巻 (分割委員会・分割評議会議事録)、二巻 (専門部会報告書第1)、三巻 (専門部会報告書第II・IV)、第七巻 (法令) の四冊であり、こぢれもアジア経済研究所に所蔵されている。

22 T. P. xi, p. 651. 委員は会議派・連盟双方各二名で、各二名が会議に出席するに至った。第三の委員は、会議派側がクリーブルー、連盟側がリンドタルである。

23 T. P. x, pp. 868f., 871.

T. P. xi, pp. 675-77.

T. P. xi, pp. 750-53.

T. P. xi, pp. 769-81.

27 The Executive Council (Transitional Provisions) Order, 1947, いふばく離独立前の総督の法令1111のうち第1項では

28 ジンナーの繼承だ。A. Jalal, Inheriting the Raj, Jinnah and Governor-Generalship issue, *Modern Asian Studies*, Vol. 19, 1985, pp. 44-47 に説明がある。

29 T. P. xi, pp. 416-17,

- 30 The Indian Independence (Partition Council) Order, 1947.
- 31 T.P.xi, pp. 185-88.
- 32 T.P.xi,p.909. ベヘバは首席軍事委員会の職についた。ベヘバー・ルード、ハーバードは連邦裁判所判事カリル(H. J. Kania)、ベヘバト・ラムナーハーパー( M. Ismail)を任命した。
- 33 The Arbitral Tribunal Order, 1947.
- 34 cf. Government of India, *After Partition*, 1948, p. 20.
- 35 T.P.xi, pp. 756-60.
- 36 T.P.xii, pp. 302-3.
- 37 T.P.xii, pp. 302-3.
- 38 cf. R. Jeffrey, The Punjab Boundary Force and the problem of order, August 1947, *Modern Asian Studies*, Vol. 8, 1974, pp. 491-520.
- 39 本項で定めた一九四九年による綱領憲法の修正点は(1)各州の行政権、(2)議會の司法事の裁量権に関する条文の削除、(3)州の法案に対する審査権、(4)州の法規に対する審査権等である。(5)イギリス政府の統治に關する条文の削除、(6)議會の司法事の裁量権に関する条文の削除、(7)州の法案に対する審査権等の保護・保存に関する条文の削除、(8)連邦立法院の権限は制憲議会が行使するものと改められることである。
- 40 The India (Provisional Constitution) Order, 1947, The Pakistan (Provisional Constitution) Order, 1947.
- 41 40 The India (Adaption of Existing Laws) Order, 1947, The Pakistan (Adaption of Existing Laws) Order, 1947.